学校教育法

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

学校保健法 第1章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、 生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施と その成果の確保に資することを目的とする。

(学校保健安全計画)

第二条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、 安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければ ならない。

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。

(学校環境の安全)

第三条の二 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する 等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。